

## 令和7年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

### 指導及び監査等について

## 指導及び監査について

### ■集団指導

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>○関係法令・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進</li><li>○報酬の算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など</li></ul>
対象	<p>指定を受けている全事業者</p> <p>※県から指定を受けている事業所（施設入所支援、障害児通所支援）については県の指導対象</p>

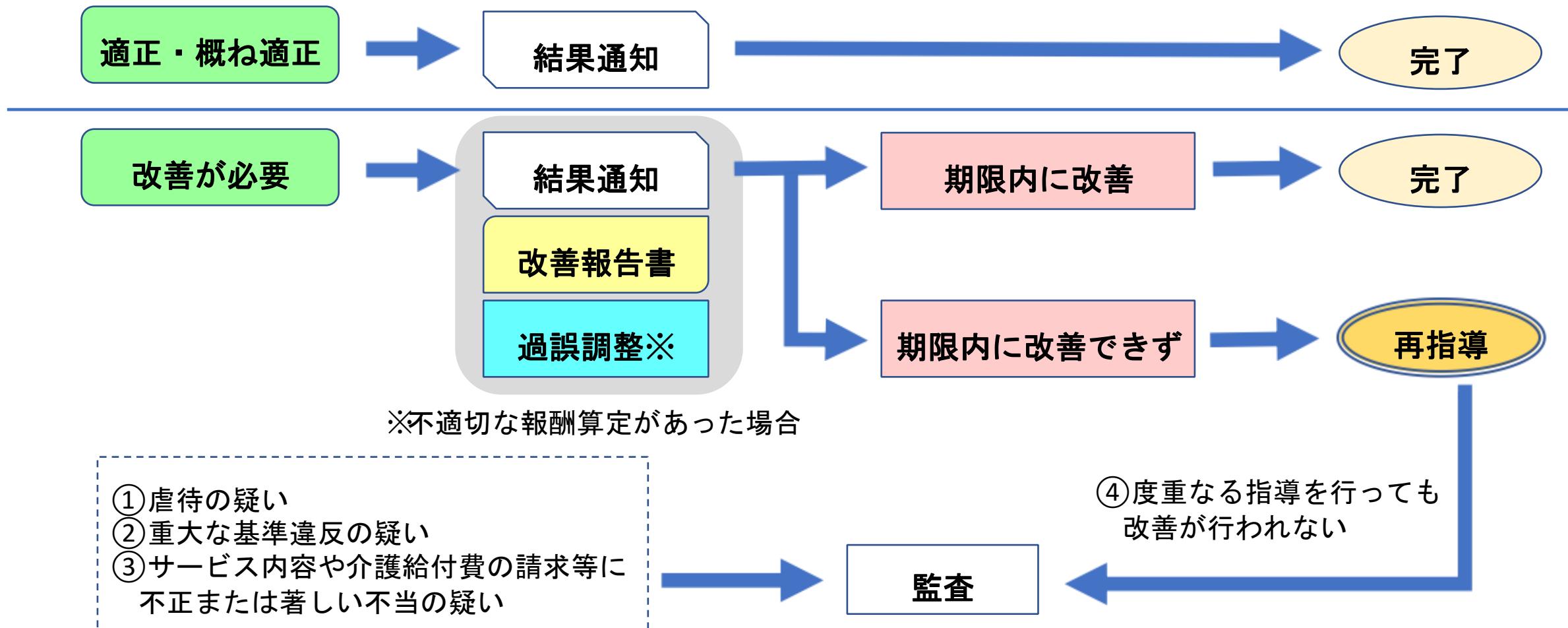
# 指導及び監査について

## ■運営指導 ※令和6年度より実地指導から名称変更

目的	事業所の所在地等において、関係書類の閲覧と聞き取りを行うことにより、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳の保持や人権擁護」及び「適正な報酬等の請求等」が図られるようする。
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>○一般指導 全ての指定事業者の中から計画的に実施（原則3年に1回）</li><li>○隨時指導<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情、通報等があったもの</li><li>・市町村から情報提供のあったもの</li><li>・過去の指導事項について改善が不十分であり、再度の運営指導により改善が見込まれるもの</li></ul></li></ul>

# 指導及び監査について

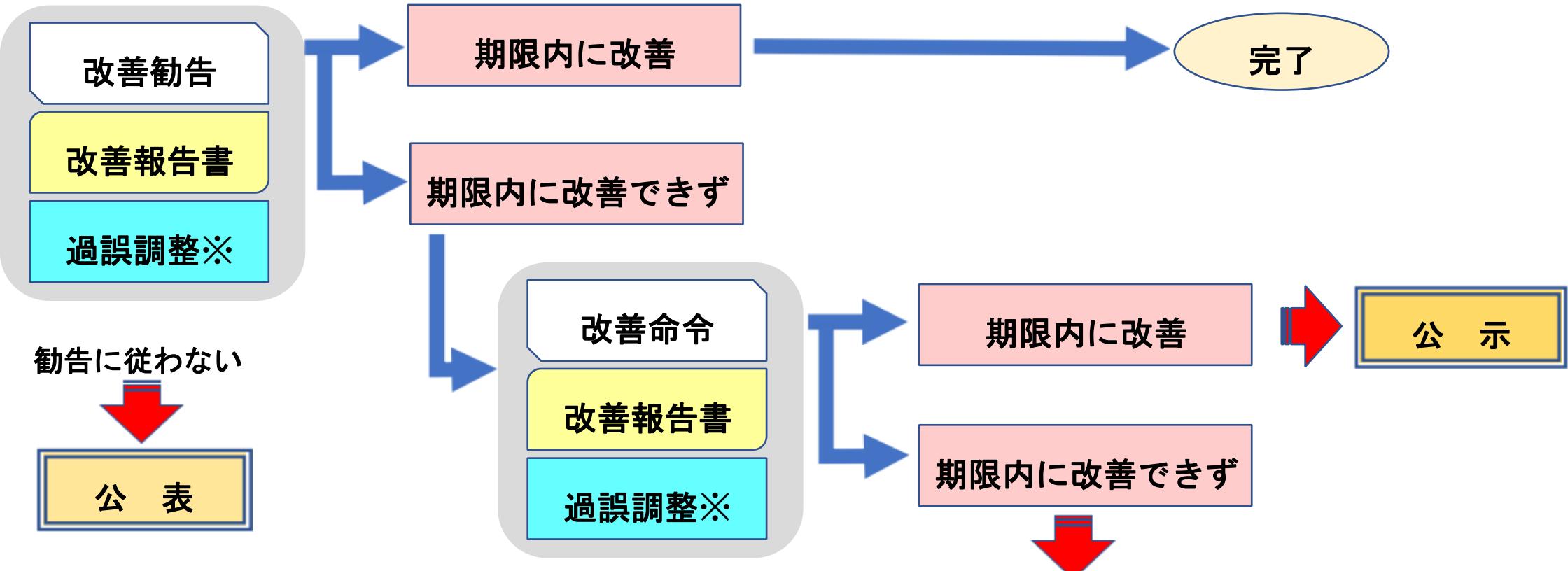
## ■運営指導実施後の流れ



# 指導及び監査について

## ■監査

①ただちに指定取消等には至らないが、改善が必要と認められる場合

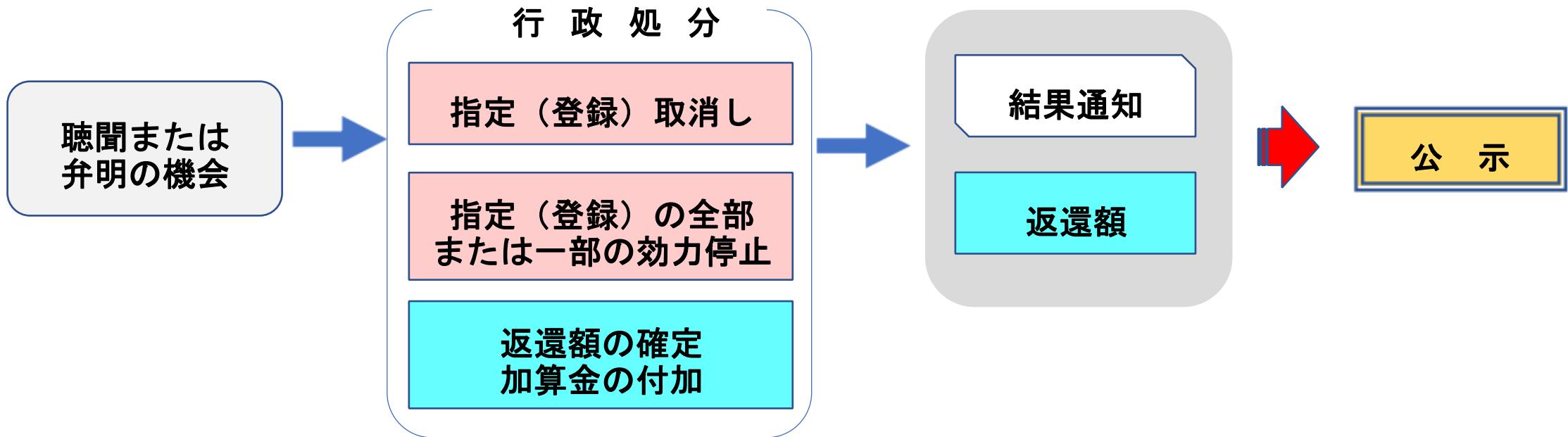


相当期間を経た後も改善されない場合は、指定取消等行政処分の対象（②へ）

# 指導及び監査について

## ■監査

②指定取消等の事由に該当する場合



取消処分により欠格事由該当者となる者

- ①法人の役員
- ②その事業所を管理する者（管理者等）

## 指導及び監査について

### ■運営指導の実施方法（令和7年度湯沢市）

#### ①対象事業所への通知（湯沢市→事業者）

- ・運営指導の概ね1か月前までに通知
- ・「事前調書」及び「自己点検表」の様式を送付

#### ②事前提出資料の提出（事業者→湯沢市）

«提出書類»事前調書、自己点検表、サービス利用契約書（様式）、  
重要事項説明書（様式）、運営規程（様式）等

- ・運営指導の2週間前までに提出

#### ③運営指導の実施（湯沢市→事業者）

- ・現地にて帳簿の確認や聞き取りにより実施

## 指導及び監査について

### ■自己点検の実施について（勧奨）

- 「自己点検表」には、各点検項目（指定基準等）のほか留意事項が掲載されており、自己点検を行うことにより、是正が必要な箇所の発見や基本的な制度内容の理解に役立てていただくことができます。
- 今年度運営指導の実施対象でない事業所においても、是非とも自己点検を行い、指定基準を遵守し事業が運営されているか、報酬が適正に算定されているか等をご確認くださるようお願いします。  
(市に提出を求めるものではありません。)